

災害医療コーディネーター活動要領（案）

平成30年10月31日

平成30年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「首都直下型地震・南海トラフ地震等の大規模災害時に医療チームが効果的、効率的に活動するための今後の災害医療体制のあり方に関する研究」
（研究代表者 小井土雄一）

第1 概要

1 背景

我が国は、これまで、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等を踏まえ、災害時における医療体制を整備してきた。まず、阪神・淡路大震災を契機に、「災害拠点病院の整備」、「災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT）の養成」、「広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical Information System：EMIS）の整備」、「災害医療に係る保健所機能の強化」、「搬送機関との連携」等が取り組まれた。

その後、東日本大震災の経験から、「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」（平成23年10月）を踏まえ、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）においては、各都道府県に対し、医療チームの派遣調整等のコーディネート機能を十分に発揮できる体制の整備を求めるとともに、厚生労働省は、平成26年度より災害医療コーディネーターの養成を開始した。

また、小児・周産期医療と災害医療との連携の必要性も指摘されていたことから、平成26・27年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「東日本大震災の課題からみた今後の災害医療体制のあり方に関する研究」（研究代表者：小井土雄一）において、災害医療コーディネーターと連携して小児・周産期に関する情報収集、関係機関との調整等を担う災害時小児周産期リエゾンを活用した体制について検討が行われた。さらに、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）においては、地方自治体が、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮した防災知識の普及、訓練の実施、物資の備蓄等を行うとともに、災害から子供を守るための関係機関の連携の強化を図ることを促進することとした。これらを踏まえ、厚生労働省は、平成28年度より災害時小児周産期リエゾンの養成を開始した。

さらに、熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月20日）において、被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する必要があるとされたことを踏まえ、「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成29年7月5日付け5部局長等連名通知）により、各都道府県に大規模災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

本要領は、大規模災害時に、被災地域において、適切に保健医療活動の総合調整が行われるよう、災害医療コーディネーターの活動内容等について定めるものである。

2 災害医療コーディネーターとは

災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県又は保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行うことを目的として、都道府県により任命された者である。

災害医療コーディネーターは、平時から当該都道府県等の医療提供体制に精通しており、養成のための専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

なお、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整については、災害時小児周産期リエゾンの助言を参考とする。

3 運用の基本方針

- (1) 災害医療コーディネーターの活動は、平常時に、都道府県と災害医療コーディネーターの所属する医療機関等(以下「災害医療コーディネーター所属施設」という。)との間で締結された協定、厚生労働省防災業務計画等に基づくものである。
- (2) 厚生労働省は、都道府県による、災害医療コーディネーターの運用を含む災害時の医療体制の整備について、必要な助言及び支援を行う。
- (3) 厚生労働省は、平常時に、災害医療コーディネーターの活動要領を策定するとともに、その知識や技能の向上を目的とした研修を実施する。
- (4) 災害医療コーディネーターの活動は、都道府県の参集要請に基づくものである。
- (5) 都道府県は、平常時に、災害医療コーディネーターの運用計画の策定、災害医療コーディネーター所属施設との協定の締結等を行い、災害時に、災害医療コーディネーターの支援を受け、保健医療活動の総合調整を行う。
- (6) 都道府県は、災害医療コーディネーターの活動について、その労務管理の観点等から、災害の規模に応じて、交代要員を確保し、継続的な対応が可能となるよう配慮する。
- (7) 災害医療コーディネーター所属施設は、平常時に、災害医療コーディネーターの参加する研修及び訓練に協力するよう努め、災害時に、都道府県との協定に基づき災害医療コーディネーターを派遣する。

4 本要領の位置付け

本要領は、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に基づき、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画(地方公共団体間の災害時相互応援協定を含む。)等において、災害医療コーディネーターの運用計画等について記載する際及び都道府県の医療計画等において、災害医療コーディネーターの整備、運用等の災害時の医療に係る項目を記載する際の指針となるものである。

なお、本要領は、災害医療コーディネーターの運用等の基本的な事項について定めるものであり、都道府県等の自発的な活動を制限するものではない。

5 用語の定義

(1) 保健医療調整本部

災害時に、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整を行う本部をいう。（「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日付け 5 部局長等連名通知））

(2) 災害時小児周産期リエゾン

災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。

(3) 保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT）、日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team：JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。

(4) 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT）

災害の発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームであり、DMAT 事務局、DMAT 都道府県調整本部、DMAT 活動拠点本部等における活動、広域医療搬送、地域医療搬送、病院支援、現場活動等を主な活動とする。また、各本部における業務のサポート、病院支援、情報収集等を担うロジスティクスも行う。

(5) ロジスティクス

保健医療活動に関わる通信、移動手手段、医薬品、生活手段等を確保することであり、保健医療活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

(6) 災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team：DHEAT）

災害時に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等への応援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成されるチームをいう。（「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」（平成 30 年 3 月 20 日付け健健発 0320 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知））

(7) 地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、都道府県防災会議において、防災基本計画に基づいて作成される、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画。

(8) 広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical Information System:EMIS）

全国の災害医療に係る情報を共有し、災害時に、被災地域における迅速かつ適切な

医療及び救護に関わる各種情報の集約及び提供を行うもの。

(9) 地域医療搬送

被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む）であり、広域医療搬送以外のものをいう。

災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関から航空搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit:SCU）への搬送及び被災地域外の SCU から医療機関への搬送を含む。

(10) 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行う。

第2 平常時の準備

1 運用計画の策定

- (1) 厚生労働省は、災害医療コーディネーターの運用について、厚生労働省防災業務計画に明示する。
- (2) 都道府県は、災害医療コーディネーターの運用計画を策定し、当該計画を地域防災計画において明示する。
- (3) 災害医療コーディネーターの運用計画には、参集要請の方法、保健医療調整本部における活動等について明記することが望ましい。

2 任命及び協定

- (1) 都道府県は、災害医療コーディネーターを任命し、その活動内容や身分保障等について協定を締結する。その場合には、災害医療コーディネーターに地方公務員としての身分を付与することが望ましい。
- (2) 都道府県と災害医療コーディネーターとの協定は、以下の事項を含むものとする。
 - ア 参集要請の方法（参集基準、参集場所等を含む。）
 - イ 指揮系統
 - ウ 業務
 - エ 活動費用、事故等への補償
 - オ 任期、身分の取扱
- (3) 都道府県は、任命した災害医療コーディネーターに関して、厚生労働省に報告する。
- (4) 都道府県は、災害医療コーディネーターの任命に際し、災害医療コーディネーター所属施設とも十分な協議を行い、必要な事項について協定を締結する。
- (5) 都道府県と災害医療コーディネーター所属施設との協定は、以下の事項を含むものとする。
 - ア 派遣要請の方法

イ 活動費用、事故等への補償

ウ 任期、身分の取扱

- (6) 災害医療コーディネーター所属施設は、自施設の業務継続計画、災害対策マニュアル等を策定する際に、災害医療コーディネーターの派遣について留意する。
- (7) 災害医療コーディネーターは、都道府県との協定を締結した後に、所属する医療機関等の変更が生じた場合は、速やかに都道府県へ届け出る。
- (8) 災害医療コーディネーターの任命及び任期の更新については、各都道府県の地域防災会議、災害医療に関する協議会等において検討することが望ましい。

3 連絡体制の確保

- (1) 厚生労働省は、都道府県に対し、災害医療コーディネーターが使用するための、EMIS の機関コード及びパスワードを付与する。
- (2) 都道府県は、災害医療コーディネーターが使用するための EMIS の機関コード及びパスワードを、災害医療コーディネーターと共有する。
- (3) 都道府県は、災害医療コーディネーターに対し、EMIS の入力方法等について十分な研修の機会をもうける。

4 運用体制の確保と地域の連携体制の構築

- (1) 都道府県は、災害医療コーディネーターについて、参集要請の方法等を含む運用計画を、各都道府県の地域防災会議、災害医療に関する協議会等において協議する。
- (2) 都道府県は、災害時に、保健医療活動の総合調整を円滑に行うため、平常時から、当該都道府県の平常時における医療提供体制等について把握する。その際に、災害医療コーディネーターは助言を行う。
- (3) 災害医療コーディネーターは、都道府県に対し、災害時における医療体制の構築について、平常時から助言を行う。具体的には、平常時に開催される災害医療対策会議等の会議に出席するほか、都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等に際して、助言を行う。
- (4) 災害医療コーディネーターは、都道府県が関係学会、関係団体又は関係業者（食料、飲料水、医薬品、燃料、通信、交通等を含む。）との連携を構築する際に、助言及び調整を行う。

5 研修、訓練等への参加

- (1) 厚生労働省は、災害医療コーディネーターの養成並びに災害医療コーディネーターの知識及び技能の向上を目的として、災害医療コーディネーター研修事業を実施する。
- (2) 都道府県は、厚生労働省の実施する研修及び各都道府県が実施する研修、訓練等を通じて、災害医療コーディネーターの養成並びに災害医療コーディネーターの知識及び技能の向上に努める。
- (3) 都道府県は、災害に関する研修、訓練、訓練の検証等の際には、災害医療コーディネーター所属施設に対して、災害医療コーディネーターの参加を要請する。
- (4) 災害医療コーディネーター所属施設は、都道府県の要請を受けた災害医療コーデ

- ィネーターが災害に関する研修、訓練、訓練の検証等に参加できるよう努める。
- (5) 災害医療コーディネーターは、都道府県が実施する災害に関する研修及び訓練の企画立案並びに円滑な実施に協力する。

第3 災害時の活動

1 災害医療コーディネーターの参集

- (1) 被災都道府県は、予め締結した協定に基づき、災害医療コーディネーターの参集要請を行い、必要に応じて、災害医療コーディネーター所属施設に対し、災害医療コーディネーターの派遣要請を行う。
- (2) 災害医療コーディネーターは、都道府県により予め策定された参集基準又は都道府県からの参集要請に基づき参集する。

2 災害医療コーディネーターの業務

(1) 組織の立ち上げと指揮調整体制の構築における業務

① 保健医療調整本部の組織体制構築における業務

ア 被災都道府県は、都道府県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うための保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターを配置する。

イ 災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部の体制を構築する際に、必要に応じて助言を行う。

ウ 災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部において、医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員等の関係者が相互に連携して行う、当該保健医療調整本部に係る業務を支援する。

エ 保健医療調整本部は、保健医療調整本部の体制を維持するために必要な災害医療コーディネーターの確保及び活動期間の調整を行う。

オ 災害医療コーディネーターは、業務を引き継ぐ場合は、引き継ぎに十分な期間を確保し、保健医療調整本部の活動が円滑に継続されるよう努める。

② 地域における保健医療調整体制の構築における業務

ア 被災都道府県は、必要に応じて保健所等に災害医療コーディネーターを配置する。

イ 保健医療調整本部の災害医療コーディネーターは、保健所等に配置されている災害医療コーディネーターと連携し、地域における保健医療活動の調整機能を担う組織体制の構築を支援する。

(2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案における業務

① 保健医療調整本部において収集すべき情報

ア 被災都道府県及び二次医療圏ごとの医療ニーズ等

(ア) 医療機関、居宅等において、平常時から必要とされる医療ニーズ等のうち、災害時にも継続を要するもの

(イ) 医療機関、救護所、避難所、居宅等において、災害時に新たに必要となった医療ニーズ等（ライフライン、医薬品、医療機器、医療ガス等を含む。）

- イ 被災都道府県及び二次医療圏ごとの医療機関等の被災状況及び復旧状況
- ウ 保健医療活動チームの活動状況

② 情報の収集方法

- ア 災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、保健所、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チーム、その他の保健医療活動に係る関係機関（以下「関係機関」という。）と情報共有を行うに当たり、助言を行う。
- イ 災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、災害拠点病院等の被災状況及び復旧状況、保健医療活動チームの活動状況等について、EMIS等から情報を収集するに当たり、必要な情報や優先して収集すべき情報等について助言を行うとともに、必要な人員の確保に係る調整を行う。

③ 情報分析と対応策の立案における業務

- ア 災害医療コーディネーターは、被災都道府県及び二次医療圏ごとの医療ニーズと支援体制の状況について整理・分析する。
- イ 災害医療コーディネーターは、収集した情報とその分析結果、対応策等について、保健医療調整本部内に共有する。

(3) 保健医療活動チーム等の受援及び支援調整における業務

① 支援を受け入れるに当たっての調整

- ア 災害医療コーディネーターは、要請する保健医療活動チームの具体的なチーム内容、チーム数等に係る計画について、保健医療調整本部における活動の初期から、中長期的視点に立って、助言及び調整を行う。
- イ 災害医療コーディネーターは、活動している保健医療活動チームの再配置の要否等について、助言及び調整を行う。
- ウ 災害医療コーディネーターは、関係学会、関係団体又は関係業者に対して要請する具体的な人的支援及び物的支援に係る計画について、助言及び調整を行う。
- エ 災害医療コーディネーターは、時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化を踏まえ、関係課、保健医療活動チーム、関係機関等に対して情報提供を行う等、連携を図る。
- オ 災害医療コーディネーターは、被災地域における医療機関等の復旧状況を踏まえ、保健医療活動チームの段階的な活動縮小及び活動終了について、助言及び調整を行う。

② 支援を行うに当たっての調整

- ア 非被災都道府県は、被災都道府県に対して保健医療活動チームを派遣する等の支援を行う際に、医療主管課等の下に、必要に応じて災害医療コーディネーターを配置する。
- イ 非被災都道府県の災害医療コーディネーターは、当該都道府県が被災都道府県に対して保健医療活動チームを派遣する等の支援を行う際に、助言及び調整を行う。

(4) 搬送調整における業務

- ① 災害医療コーディネーターは、被災都道府県における患者等の搬送に関する情報に基づき、搬送に係る助言及び調整を行う。
- ② 災害医療コーディネーターは、患者等の搬送について、地域医療搬送や広域医療搬送の要否、緊急度、搬送先、搬送手段等の情報を整理し、助言及び調整を行う。
- ③ 災害医療コーディネーターは、被災都道府県外へ患者等を搬送する際に、必要に応じて搬送先都道府県の災害医療コーディネーターと連携を図る。
- ④ 災害医療コーディネーターは、搬送手段の確保に際して、航空運用調整班、DMAT 都道府県調整本部（ドクターヘリ調整部を含む。）、厚生労働省、消防機関、搬送手段を保持する他の保健医療活動チーム及び関係機関と連携できるよう、助言及び調整を行う。

(5) 活動記録の記載及び保存における業務

災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部、保健所等における保健医療活動に係る情報について、時間経過に沿った記録の作成及び EMIS 等を用いた共有のための、助言及び調整を行うとともに、必要な人員の確保に係る調整を行う。

3 災害医療コーディネーターの活動の終了

- (1) 災害医療コーディネーターの活動の終了については、被災都道府県が決定する。
- (2) 被災都道府県は当該都道府県における医療提供体制の確保に係る業務を、当該都道府県、保健所等の職員により実施することが可能と判断する時点の一つの目安として、災害医療コーディネーターの活動の終了を決定する。
- (3) 被災都道府県は、災害医療コーディネーターの活動と災害時小児周産期リエゾンの活動を同時に終了させる必要はなく、それぞれの役割を踏まえて、適切な時期に活動の終了を決定する。
- (4) 被災都道府県は、災害医療コーディネーターが担っていた支援の受入等に関する業務を、災害医療コーディネーターの活動が終了した後、当該都道府県、保健所、適切な医療機関等において引き継ぐことのできる体制を整備する。

第4 費用の支弁と補償

- 1 災害医療コーディネーターは、都道府県との事前の協定に基づいた費用支弁が行われる。
- 2 都道府県により予め策定された参集基準又は都道府県からの参集要請に基づかない災害医療コーディネーターの参集について、費用支弁は原則として行われない。